

(別紙2)

就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワーク導入支援事業実施要領

第1 目的

就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所における障がい者（利用者）の在宅就労（在宅における就労に向けた訓練含む。以下同じ。）を推進するために必要な経費を補助することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する就労移行支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10に規定する就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う事業者（個人を除く。）（以下「就労系障害福祉サービス事業者」という。）とする。

第3 事業内容等

- (1) 県は、管内の就労系障害福祉サービス事業者からの「就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入計画書」（様式1-1、様式1-2）に基づき、テレワークのシステム導入等に要する費用を補助する。
- (2) 県は、本事業によりテレワークのシステム導入等を行った就労系障害福祉サービス事業者に対し、就労系障害福祉サービス事業者におけるテレワークのシステム導入等の状況について、「就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入実績報告書」（様式2-1、様式2-2）により、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに報告を求める。

第4 補助対象経費

在宅就労の実施に用いる、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※2 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。